

伊勢原市青年等就農計画認定要領
(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市内で新たに農業経営を営もうとする青年等の就農促進と経営安定を図るため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の4第3項の規定により青年等就農計画の認定を行うに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(青年等就農計画の認定要件)

第2条 青年等就農計画の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伊勢原市内において新たに自立した農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 18歳以上45歳未満の者。ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、18歳以上50歳未満の者とする。
- (2) 65歳未満であって次のいずれかに該当する者
 - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
 - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (3) 第1号又は前号に掲げる者であって当該法人が営む農業に従事すると認められるものが役員数の過半数を占める法人

2 申請者は、次のいずれかに該当する場合は、自らの農業経営の経常収支に関する帳簿を作成し、及び自己の預貯金口座を開設しなければならない。

- (1) 親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合
- (2) 農業経営の継承者が親族の農業経営の全部又は一部を継承して農業経営を開始する場合

3 組織経営体にあつては、第1項に定めるほか、法人格を有する者又は当該計画に法人化計画を含み既に法人化の手続を開始している者とする。

(青年等就農計画の認定申請)

第3条 申請者は、青年等就農計画認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 収支計画（第2号様式）
- (2) 履歴書（第3号様式）
- (3) 研修修了報告書（第4号様式）、各研修機関の定める研修修了証明書又は研修修了見込証明書

- (4) 青年等就農計画の情報提供に関する同意書（第5号様式）
- (5) 住民票
- (6) 就農（予定）地の地図
- (7) 法人の場合は、法人登記簿謄本及び定款の写し
- (8) 夫婦等で共同申請する場合は、家族経営協定書の写し
- (9) 他市町村で青年等就農計画の認定を受けた者である場合、青年等就農計画認定書写し及び認定を受けた青年等就農計画写し
- (10) 前条第2項第2号に該当する者においては、その事を証明する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類
（青年等就農計画の認定に当たっての研修）

第4条 申請者は、青年等就農計画を提出する前に、技術、経営方法習得のための農業の研修を、第2条第1項第1号に該当する者あってはおおむね1年以上、その他の者にあつては6か月以上継続して受けている必要があるものとする。

2 前項の研修が行われる機関は次のとおりとする。

- (1) 都道府県の教育施設 道府県農業大学校又は都道府県農業関係試験研究機関
- (2) 独立行政法人の教育施設 独立行政法人農業者大学校又は独立行政法人試験研究機関
- (3) 民間教育施設 八ヶ岳中央農業実践大学校、鯉淵学園又は日本農業実践学園
- (4) その他 農業の技術又は経営方法習得のための実践的な研修が行われていると市長が認めた施設
- (5) 国内における先進農家等
 - ア 神奈川県知事が認定した農業経営士
 - イ 農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者
 - ウ 優れた経営を行い、青年農業者等の研修受入れ体制が整っている農家、組織経営体等
- (6) 海外における先進農家等 公益社団法人国際農業者交流協会 J A E C が実施する海外研修生の受入れ農家
- (7) 普及指導員等による指導研修

3 現に農業法人等の従業員として農業に従事している者であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものは、農業の研修経験の有無にかかわらず、認定申請ができるものとする。

- (1) 従業員として農業に従事する期間がおおむね1年以上5年以内であること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、従業員として5年を超えて農業に従事している者であっても青年等就農計画の認定を受けることができるものとする。
- (2) 前号で掲げる期間の農業従事経験を生かして個人による農業経営を開始することが確実であること。
- (3) これから開始する自己の農業経営について、農業簿記等により、その適正な管理の実施が見込まれること。

4 農業経営の継承者においては、第2項に定める機関のほか、自家農場において行う研修も、期間として換算することができるものとする。

5 申請者は、研修修了報告書、各研修機関の定める研修修了証明書又は研修修了見込証明書を申請書に添えて提出することで、農業の研修を受けたことを証明しなければならない。

(青年等就農計画の認定基準)

第5条 市長は、次に掲げる要件を満たす場合において、その計画を認定するものとする。

(1) 伊勢原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし、適切なものであること。

(2) 計画が達成される見込みが確実であること。

(3) 第2条第1項第2号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

(青年等就農計画の認定審査)

第6条 市長は、第3条の申請があつた場合には、その内容について、別に定める伊勢原市青年等就農計画認定審査会（以下「審査会」とする。）と協力して審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、青年等就農計画を認定するものと決定したときは、青年等就農計画認定書（第6号様式）を申請者に交付するものとし、却下する場合は、その理由を付し申請者に通知するものとする。

(青年等就農計画の認定の有効期間)

第7条 青年等就農計画の有効期間は、認定した日から起算して5年とする。ただし、既に農業経営を開始した者にあつては、有効期間満了日は農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日とする。

2 青年等就農計画の認定を受けた者が、その計画の有効期間内に農業経営改善計画の認定を受けた場合は、農業経営改善計画の認定の日をもって、青年等就農計画の認定の効力を失ったものとする。

(青年等就農計画の変更申請)

第8条 第6条第2項により認定を受けた青年等就農計画について、次の各号に該当する変更を行う場合は、青年等就農計画変更申請書(第7号様式)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 営農部門

(2) 就農地

(3) 所得目標において2割以上の増減を伴う変更

(4) 資金調達計画

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定により変更の申請があつた場合は、第6条の規定を準用する。

(就農状況報告等)

第9条 青年等就農計画認定後に農業経営を開始する者は、農業経営開始後速やかに、

農業経営開始届出書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 青年等就農計画の認定を受けた者は、青年等就農計画の有効期間内及び有効期間終了後1年間、毎年7月末日までに前年の12月までの1年間の就農状況を、就農状況報告（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 作業日誌（第10号様式）
- (2) 決算書（第11号様式）
- (3) 前年の確定申告書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、審査会と協力してその内容の確認を行うものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、次の要件に該当する場合は、審査会と協議を行った上で、認定を取り消すものとする。

- (1) 申請の内容に虚偽があると判明した場合
- (2) 認定の要件を満たしていない、又は満たす見込みがないと認められるとき。
- (3) 必要書類の提出がなされない場合

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年5月26日から施行する。

附 則（平成28年3月22日伊勢原市告示第35号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年1月27日伊勢原市告示第4号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者住所
氏名<名称・代表者> 印
年 月 日生（ 歳）
<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画					
就農地	伊勢原市	農業経営開始日	年 月 日		
就農形態 (該当する形態に レ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 [<input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 月]				
目標とする営農類型					
将来の農業 経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
	現状		目標 (年)		
	年間農業所得	千円	年間農業所得	千円	
	年間労働時間	時間	年間労働時間	時間	
農業経営の規模に関する目標	作物・部門名	現状		目標 (年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
	経営面積合計				

農業経営に関する目標のつづき	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状	目標 (年)		
	所有地						
	借入地						
	特定農作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
		単純計 換算後					
	農畜産物の加工・ 販売その他の関 連・附帯事業	事業名	内容	現状		目標 (年)	
生産方式に関する目標	機械・施設名			形式、性能、規模等及びその台数			
				現状		目標 (年)	
経営管理の合理化に関する目標							
農業従事の態様等の改善に関する目標							

目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等		
			年 月	千円			
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職) (代表者)	現状		見通し	
				担当業務	年間農業従事日数 (日)	担当業務	年間農業従事日数 (日)
雇用者	常時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
	臨時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
		延べ人数	現状	人	見通し	人	

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経 歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

技術知識の習得状況	研修先の名称	
	所在地	
	専攻・営農部門	
	研修期間	年 月 ～ 年 月
	研修内容等	
	活用した補助金等	

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

	認定市町村名	認定期間	備考
他市町村の青年等就農計画認定状況			

収支計画

			計	計	計	計	計
			画	画	画	画	画
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
			(平成 年)	(平成 年)	(平成 年)	(平成 年)	(平成 年)
農 業 収 入	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
	そ の 他						
	青年就農給付金						
	収入計①(給付金を除く)						

			計	計	計	計	計
			画	画	画	画	画
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
			(平成 年)	(平成 年)	(平成 年)	(平成 年)	(平成 年)
農 業 経 営 費	原 材 料 費						
	減 価 償 却 費						
	出 荷 販 売 経 費						
	雇 用 労 賃						
支出計②							
【参考】設備投資 (内容、金額)							

所得計① - ②				
----------	--	--	--	--

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

履 歴 書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/>				
(ふりがな)					
連絡先	〒 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/>				
(ふりがな)		生 年 月 日	年齢	性別	電話番号
氏 名	印			1 男 2 女	

2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

	年	月	学歴・職歴（各別に記入）	年	月	免許・資格
	履			学歴		
歴			職歴			

研修修了報告書

1 研修者氏名

--

2 研修作目

--

3 研修期間

年	月	～	年	月
---	---	---	---	---

4 研修実施面積（a）

--

5 研修内容

栽培技術研修	
販売・経営研修	
その他	

6 研修者の技術等の習得度

栽培技術	
販売・経営	
その他	

7 研修者の農業に対する意欲

--

上記の内容に相違ないことを報告します。

研修受け入れ農家

住所

氏名



青年等就農計画の情報提供に関する同意書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所 _____

氏名（名称） _____ (印)

私は、別紙『青年等就農計画』を伊勢原市長に認定申請いたしますが、申請することによって、伊勢原市が必要と認める各関係機関に対し、下記の事項を遵守する条件のもとに情報を提供することに同意します。

・ 遵守事項

情報の提供を受ける各関係機関は、情報提供することに同意を得た関係機関以外の者に対して、情報を開示しないこと。また支援の実施以外の目的で個人情報を使用しないこと。

青年等就農計画認定書

年 月 日

殿

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営
基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項（第14条の5第1項）
の規定により、適当であると認定します。

伊勢原市長



認定番号 : 号
認定日 : 年 月 日
認定の有効期間 : 年 月 日まで

青年等就農計画変更申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所 _____

氏名（名称） _____ (印)

年 月 日（認定番号 ー ）に認定を受けた青年等就農計画について、下記により変更したいので申請します。

記

1 変更箇所

(変更前)

(変更後)

2 変更理由

農業経営開始届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所 _____

氏名（名称） _____ ㊟

年 月 日（認定番号 ー ）に認定を受けた青年等就農計画について、次のとおり農業経営を開始したので届出します。

記

農業経営開始日 年 月 日

添付書類

農業経営を開始したことを証明する書類

就農状況報告

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所：

氏 名：



年 月 日（認定番号 - ）に認定を受けた青年等就農計画について、次のとおり 年 月 日から 年12月31日までの就農状況報告書を提出します。

1 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等
合計	

家族 労働 力	氏 名	年齢・続柄等	農業従事日数

雇用労働力	(人・日)
-------	-------

2 経営規模の報告

経営耕地	区分	面積 (a)	
	所有地		
	借入地		
作業受託	作目	作業内容	実績

3 前年の所得

	万円
--	----

4 計画達成に向けた今後の課題

--

第10号様式（第9条関係）

作業日誌

	作業内容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合計		

決 算 書

			計 画 a	実 績 b	実 績 / 計 画 b/a	
農 業 収 入	(作目)	経営規模				
		生産量				
		売上高				
	(作目)	経営規模				
		生産量				
		売上高				
	(作目)	経営規模				
		生産量				
		売上高				
	その他					
	青年就農給付金					
	収入計①（給付金を除く）					

			計 画 a	実 績 b	実 績 / 計 画 b/a
農 業 経 営 費	原 材 料 費				
	減 価 償 却 費				
	出 荷 販 売 経 費				
	雇 用 労 賃				
支出計②					
【参考】設備投資（内容、金額）					

農業所得計③ = ① - ②					
農外所得④		所得合計③ + ④			